

「国民健康保険被保険者証 兼 高齢受給者証」・平成30年度「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します

◆「国民健康保険被保険者証 兼 高齢受給者証」

7月14日(土)から、国民健康保険証に高齢受給者証の内容も記載した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を、簡易書留で郵送します。

対象▼東海村国民健康保険被保険者で70歳以上74歳以下の方

有効期間▼8月1日(水)から1年間

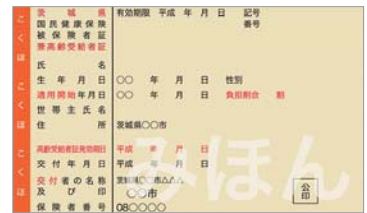
古い保険証と受給者証は…▼8月1日(水)以降に廃棄するか、住民課へ返却してください。

8月以降に70歳になる方には…▼誕生月の翌月から有効な保険証兼受給者証を、誕生月の末ごろに郵送します。

◆平成30年度「後期高齢者医療被保険者証」

7月14日(土)から、平成30年度の「後期高齢者医療被保険者証」(保険証)を、簡易書留で郵送します。

不在で受け取ることができなかった方は、7月31日(火)の午後2時以降に、印鑑と窓口に来る方の本人確認ができるもの(運転免許証・保険証等)をお持ちの上、住民課(役場行政棟1階)へお越しください。



国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証(見本)



後期高齢者医療被保険者証(見本)

8月から

70歳以上の高額療養費の限度額が変わります



“全ての方が安心して医療を受けられる社会”を維持するために、世代間の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、8月から70歳以上の皆さんの高額療養費の自己負担限度額が変わります(下表参照)。

高額療養費制度とは？

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になり、決められた限度額を超えた場合に、限度額を超えて支払った金額を払い戻す制度です。限度額は被保険者もしくは世帯の所得に応じて決まります。

◎変更前(平成30年7月まで)

所得区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※2
一般	14,000円 ※1	57,600円 ※2
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

※1 年間限度額は144,000円となります。

※2 過去12か月以内に外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円となります。

※3 過去12か月以内に外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は多数回該当となり、限度額が下がります。

◎変更後(平成30年8月から)

所得区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者III (課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回 140,100円 ※3)	
現役並み所得者II (課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回 93,000円 ※3)	
現役並み所得者I (課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回 44,400円 ※3)	
一般	18,000円 ※1	57,600円 ※2
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

【問い合わせ】住民課保険年金担当(☎282-1711) ▽国民健康保険に関すること…(内線1131～1133)

▽後期高齢者医療保険に関すること…(内線1134・1135)